○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一七の二三から一七一七の二五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市川前町川前字栃棚一〇一の一四五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市北丘町二五の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年九月一日国土交通省告示第九百七十二号西東京都市計画道路事業三・五・十号東町西原線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第五百二十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第三項の規定に基づき、港湾管理者を次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

宮古島市

○環境省告示第六十三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、我が国における平成二十四年度の温室効果ガスの排出量及び平成二十年度から平成二十四年度までの温室効果ガスの吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十二日

環境大臣　石原　伸晃

第一　平成二十四年度の温室効果ガスの排出量

一　二酸化炭素　十二億七千五百六十万トン

二　メタン　二千万トン

三　一酸化二窒素　二千二十万トン

四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　二千二百九十万トン

五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　二百八十万トン

六　六ふっ化硫黄　百六十万トン

七　前各号に掲げる量の合計量　十三億四千三百十万トン

第二　平成二十年度から平成二十四年度までの温室効果ガスの吸収量

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために用いられる吸収量　二億四千三百六十万トン

（備考）

1　第一第一号から第六号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。

2　第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

○防衛省告示第七十五号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十二日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSPP	六七七	まきしま	平成二十六年四月二日

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野一八五五番五から同町入野一八二九番一まで	前	一五・〇	〇・五
	後	一五・〇～六六・五	〇・一〇九
図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所			

○四国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号及び四百四十号　愛媛県上浮穴郡久万高原町入野一八五五番五から同町入野一八二九番一まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年四月二十二日

○九州地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
由布市庄内町大龍字原口二一七九番八地内	前	一一・三～一二・四	〇・〇二九
	後	一二・四～一二・五	〇・〇二九
由布市庄内町大龍字原口二一五九番一から同市庄内町大滝字横井手下二四〇〇番三まで	前	一一・四～一四・〇	〇・〇二八
	後	一一・五～一四・五	〇・〇二八
図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所			

○九州地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦